

八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画の策定について（意見聴取）

1 八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画の概要

- (1) 計画の目的：持続可能な地域公共交通のマスタープランとして令和5年3月に作成した「八戸圏域地域公共交通計画（計画期間：令和5年度から令和10年度）」の方向性に基づき、具体的なバス路線等の再編・見直しに係る実施計画として作成するもの。
- (2) 策定主体：八戸圏域8市町村
- (3) 計画区域：八戸圏域8市町村の全域
- (4) 計画期間：令和6年度～令和10年度（5年間）

2 利便増進事業（案）

- (1) 事業数：14事業（うち継続13事業、新規1事業）

<事業一覧>

エリア区分	実施内容	区分	ページ数
階上町方面	①階上関連路線の見直し（階上循環、ハートフルプラザ線、階上中学校線） ②階上町コミュニティバスの見直し	継続	P15～22
南部町・三戸町・田子町方面	③三八線の見直し（ラピア～三戸営業所） ④田子線の見直し（田子～南部町相内） ⑤バーデハウス線の見直し（ラピア～バーデハウス） ⑥南部町コミュニティバスの見直し ⑦三戸町コミュニティバスの見直し ⑧田子町コミュニティバスの見直し	継続	P23～46
五戸町・新郷村方面	⑨八戸線（扇田経由）の見直し（ラピア～五戸町） ⑩五戸町コミュニティバスの見直し	継続	P47～50
おいらせ町方面	⑪おいらせ町コミュニティバス等の見直し	継続	P51～55
南郷地域方面	⑫南郷地域コミュニティタクシーの見直し	継続	P56～57
八戸駅幹線軸周辺	⑬複数事業者での路線の見直し（等間隔運行維持に向けたダイヤの見直し）	新規	P58～60
エリア共通	⑭運賃政策の維持（上限運賃政策）	継続	P61

(2) 新規事業の概要

内容：複数事業者での路線の見直し（等間隔運行維持に向けたダイヤの見直し）

- 八戸駅と中心市街地を結ぶ八戸駅線において、これまで平日のみ概ね10分間隔で実施してきた等間隔運行について、新型コロナウイルス感染症の影響による減便等を受けて、現行の10分間隔の継続が困難ななか、バス事業者の協力のもとさらなる利便増進を図るため、休日も含めた15分間隔の等間隔運行に再編するもの。（10～15時の時間帯）

3 今後の予定スケジュール

- | | |
|------------|---|
| 12月27日（本日） | 八戸市地域公共交通会議及び八戸圏域地域公共交通活性化協議会
・計画（案）に関する意見聴取 |
| 1月～2月 | 東北運輸局へ申請・審査 |
| 3月中旬 | 大臣認定 |